

業務及び財産の状況に関する説明書類

第8期 2024年1月1日から2024年12月31日まで

2025年2月28日作成(公衆縦覧の開始日)

監査法人名 丸の内監査法人

所在地 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号  
岸本ビルヂング5階

代表者 統括代表社員 須永 真樹

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

当法人は、次の業務を行うことを目的としております。

- ① 財務書類の監査又は証明
- ② 財務書類の調整又は財務に関する調査、立案若しくは相談
- ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は次の通りです。

2017年6月1日 設立

2018年10月24日 準登録事務所名簿(品質管理レビュー実施前監査事務所)への登録

2020年4月15日 上場会社監査事務所名簿への登録

2024年8月26日 上場会社等監査人名簿への登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は公認会計士法第1条の3第5項に規定する無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

法定監査のほか任意監査を含めて幅広く監査証明業務を行っております。

また、非監査証明業務として、財務書類の調整又は財務に関する調査、立案若しくは相談の各業務を行っております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項無し

(3) 監査証明業務の状況

2024年12月31日現在(会計年度末日)

| 種別         | 被監査会社等の数 |         |
|------------|----------|---------|
|            | 総数       | 内大会社等の数 |
| ①金商法・会社法監査 | 1社       | 1社      |
| ②会社法監査     | 2社       |         |
| ③学校法人監査    | 1社       |         |
| ④その他の任意監査  | 13社      |         |
| 計          | 17社      | 1社      |

(4) 非監査証明業務の状況

|       | 大会社等 | その他 |
|-------|------|-----|
| 対象会社数 | -社   | 8社  |

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、「会計、監査、税務の専門家として日本経済の発展と世界の平和に貢献するとともに全てのメンバーが幸せと豊かさを共有する」ことを経営の基本方針としています。

② 経営管理に関する措置

当法人は最高経営責任者として統括代表社員を、経営意思決定機関として社員会を設置し、法人の経営を執行しております。経営上の重要事項は社員会において決定されます。

小規模なため構成員全員が顔の見える関係にあり、社員会の決定事項を統括代表社員のリーダーシップの下で機動的に実行する経営管理を実施しております。

また、外部顧問による助言・提言を通じてガバナンス体制の強化を行っております。

### ③ 法令遵守に関する措置

当法人は、職業的専門家としての基準及び法令を遵守して監査業務を実施するために、品質管理規程をはじめとする諸規程、ガイドラインを整備・運用しております。

またインサイダー取引を防止するため「インサイダー取引防止規程」を制定し、全構成員に遵守を義務付け、研修を実施し、年に1回調査を実施し「インサイダー取引を防止するための宣誓書」を入手しております。

## (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

### ① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は、当法人及び専門要員が独立性の保持を含む職業倫理に関する規程を遵守することを確保するための方針及び手続を「品質管理規程」に定めております。

独立性については、全構成員を対象に、倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト(実務ガイダンス)」により独立性に関する調査を実施し、その遵守の状況を確認しております。

また、当法人は、監査業務の主要な担当者(監査責任者、審査担当者)の長期間の関与に関して、方針又は手続を定めております。大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間ごとのローテーションを義務付けております。

### ② 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、業務に係る契約の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を「監査契約の新規締結及び更新に関する規程」に定めています。契約締結リスクに応じて、必要かつ適切な人員及び時間を確保できるか否かを考慮し、業務に係る契約の締結及び更新の可否につき適切に判断しております。

### ③ 業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、品質管理規程に従い、業務を実施するための適性及び能力を有している業務執行社員、審査担当者を社員会にて選任しております。また、監査補助者に関しては、監査業務に関する能力及び経験を考慮したうえで、選任しております。

### ④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

#### ア. 社員の報酬の決定に関する事項

品質管理を含む監査品質を重視して社員の評価を行い、適切に社員の報酬を決定しております。

#### イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性や能力を維持・開発するため、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等に関する方針及び手続を定め、運用しております。

専門要員の教育・研修については、日本公認会計士協会の定める継続的専門能力開発制度の取扱いを遵守して継続的専門能力開発の履修を義務付けております。

研修は①内部研修、②日本公認会計士協会が主催する研修のうち当法人として受講を必須とする指定研修、③現場での OJT を適切に組み合わせて実施しております。

#### ⑤ 業務の実施及びその審査

##### ア. 専門的な見解の問合せ

当法人では、「専門的な見解の問い合わせに関するガイドライン」に従い、専門的な見解の問合せ先の適性及び能力を十分に考慮した上で、専門的な知識及び経験を有する法人内外の適切な者に、見解を得る体制を整備運用しております。

##### イ. 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違の解決するための方針及び手続を、「品質管理規程」に定め、これに従い適切に監査上の判断の相違を解決する体制を整備運用しております。

##### ウ. 監査証明業務に係る審査

審査の方針及び手続を「品質管理規程」及び「審査規程」に定め、これらに従い客観性・適格性を有する審査担当者が適切に審査する体制を整備運用しております。また、特定の要件に該当する場合には、社員会にてより慎重な審査を行うこととしております。

また、当法人は監査報告書の日付を審査が完了した日以降とすることとしております。

##### エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、現在、監査ファイルの電子化に移行する作業を行っております。

監査調書は、監査調書の最終的な整理日以降、所定の手続きを経ない限り修正又は追加を行うことはできません。

監査調書の不適切な変更を防止するために、最終的な監査調書の整理が完了した時点で、①監査ファイルを封緘し、監査チームから物理的に隔離するか、又は②変更ができない形式の電子データとして監査調書を保管するか、いずれかの措置を講じることとしております。

⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能とするために、品質管理システム及び監査事務所内外への適時な情報の発信に関して、情報の取得、生成又は利用に対処するための方針及び手続を定めております。

⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人が前任及び後任の監査事務所との間の業務の引継ぎを行う場合において、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠して監査業務の引継ぎを実施することを品質管理規程に定めております。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人の統括代表社員は、当法人の品質管理システムに関する最高責任者であり、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負います。

品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理責任者は、監査業務及び品質管理の経験が十分な社員が社員会にて選任されております。

⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象(以下「リスク」という。)の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質管理規程に基づいて品質目標を設定しております。また、日本公認会計士協会が公表する様式を利用して、品質リスクを識別及び評価し、当該品質リスクに対処するための対応をデザインし、適用します。

⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人では、品質管理規程において、モニタリング及び改善プロセスを定めて運用しております。モニタリング活動には、品質管理システムに関する日常的監視と定期的検証を含めております。モニタリングにおいて識別された不備は、影響を評価し、適切な是正措置をデザインし、適用します。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査証明業務の執行はすべて公認会計士である社員を業務執行社員として行われており、審査の実施も公認会計士である社員によって行われております。特定社員はいないため、特定社員による監査証明業務への関与はありません。

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第 46 条の9の2第1項の規定による調査(品質管理レビュー))を受けた年月

2023 年 3 月(通常レビュー)

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の統括代表社員須永真樹は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第 24 条の4又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当無し

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当無し

(3) 当該業務上の提携の内容

該当無し

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当無し

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当無し

(3) 当該業務上の提携の内容

該当無し

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当無し

二. 社員の概況

1. 社員の数

| 公認会計士 | 特定社員 | 合計 |
|-------|------|----|
| 5人    | -人   | 5人 |

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

| 合議体の名称 | 合議体の目的            | 合議体の構成 |      |    |
|--------|-------------------|--------|------|----|
|        |                   | 公認会計士  | 特定社員 | 計  |
| 社員会    | 経営に関する重要事項の決定及び承認 | 5人     | -人   | 5人 |

三. 事務所の概況

| 名称             | 所在地                              | 当該事務所に勤務する者の数 |      |    |               |
|----------------|----------------------------------|---------------|------|----|---------------|
|                |                                  | 社員            |      |    | 公認会計士である使用人の数 |
|                |                                  | 公認会計士         | 特定社員 | 計  |               |
| (主)<br>丸の内監査法人 | 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号<br>岸本ビルディング 5階 | 5人            | -人   | 5人 | 10人<br>※      |
| (従)<br>該当無し    |                                  |               |      |    |               |

※非常勤職員の8人の公認会計士を含む

#### 四. 監査法人の組織の概要



#### 五. 財産の概況

##### 1. 売上高の総額

(単位:千円)

|         | 第7年度<br>2023年1月1日から<br>2023年12月31日まで | 第8年度<br>2024年1月1日から<br>2024年12月31日まで |
|---------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 売上高     |                                      |                                      |
| 監査証明業務  | 143,290                              | 92,620                               |
| 非監査証明業務 | 33,408                               | 38,336                               |
| 合計      | 176,698                              | 130,956                              |

(注)千円未満は切り捨てて表示しております。

##### 2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、該当無し

##### 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、該当無し

##### 4. 供託金等の額

無限責任監査法人であるため、該当無し



5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため、該当無し

六. 被監査会社等(大会社等に限る。)の名称

アートグリーン株式会社